

船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の名称

船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務

2. 契約期間

契約締結日から令和6年6月28日（金）まで

3. 提案限度額

364,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

4. 業務目的・内容等

別紙「船橋市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務仕様書」による

5. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

利用者数、キャッシュレス決済対象店舗の数など、指名競争入札や一般競争入札のような価格のみによる競争では、事業の優劣を判断できないものと考え、公募型プロポーザルを行い、専門的な知識・経験を有する者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

6. プロポーザル方式の方法及び理由

キャッシュレス決済ポイント還元事業業務を受託した実績を有する者が複数おり、広く提案を受けることが必要であることから、公募型とする。

7. 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は提案書の提出期限から契約締結までの全期間にわたって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者の中から選定する。なお、複数社が共同してプロポーザルに参加することも可とするが、この場合、代表とする社を定めることとし、かつ全社が次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること、またはそれに準じる者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

- (4) 令和4年12月1日から令和5年11月30日までの間に契約期間の初日又は契約終了日を含む自治体と連携したキャッシュレス決済に伴うポイント還元事業の実績があること。

8. 事業スケジュール

(1) 公募開始	令和5年12月27日(水)
(2) 質問書の提出期限	令和6年1月9日(火) 17時(必着)
(3) 質問書に対する回答	令和6年1月12日(金)
(4) 参加申込書受付締切	令和6年1月16日(火)(必着)
(5) 参加資格確認結果通知	令和6年1月19日(金)
(6) 提案書等の提出締切	令和6年1月31日(水)(必着)
(7) プレゼンテーション	令和6年2月5日(月)
(8) 審査結果通知	令和6年2月9日(金) 予定

※ただし、各実施日については、事務の都合上やむを得ない場合変更できるものとする。

9. 参加手続及び提出書類

(1) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、仕様書や実施要領等及び提出書類の作成に係る質問に限るものとし、審査・評価に関わる質問(参加事業者数、参加事業者名、評価委員等)は一切受け付けない。

①提出書類

様式1「質問書」

②提出期間

令和5年12月27日(水)から令和6年1月9日(火) 17時まで

③提出方法

電子メール

④提出先

船橋市経済部商工振興課

あて先: shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

※送付後は、船橋市商工振興課あて(047-436-2472)に必ず電話し到着確認をすること

⑤回答日及び回答方法

令和6年1月12日(金)に船橋市ホームページにて公開する。

URL: <https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/nyusatsu/001/p122057.html>

(2) 参加申込の受付

①提出書類

本プロポーザルに関する参加申込は以下の書類を添付し、提出期限までに提出を行う

ものとする。

➤ **参加申込書【様式2】・・・正本1部、副本（複写可）1部**

本市の業務委託の競争入札参加資格を有していない場合にあっては、以下の書類を添付してください。

- 法人の登記事項証明書（写し可）
- 印鑑証明書（写し可）
- 直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- 納税証明書（写し可）
 - ・ 国税：法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - ・ 県税：（千葉県内に事業所を有する者に限る）千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）

➤ **類似事業の取組内容が分かる資料・・・2部**

- 令和4年12月～令和5年11月末に完了した契約、又は現在履行中の事業とすること。
- 事業のチラシ、実施自治体のHPの写し等。

②提出方法

船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町2-10-25）あてに、持参又は郵送すること。
（メール不可）

③提出期限

令和6年1月16日（火）

- ・ 持参の場合 閉庁日を除く9時から17時までの間に持参すること
- ・ 郵送の場合 期限日までに必着であること

④参加資格結果通知

令和6年1月19日（金）に参加申込書に記載された宛先に郵送にて通知する。

（3）提案書等の受付

①提出書類

「（2）④参加資格結果通知」の受領後、提案書等を次のとおり提出するものとする。
なお、提出された書類は返却せず、また提出書類の訂正・差し替えは認めないこととする。

➤ **提案書概要【様式3】・・・8部**

➤ **企画提案書【任意様式】・・・8部**

- 企画提案書は、A4版・両面印刷（縦・横自由）・30ページ以内で作成すること

と。

- 「11. 評価・選定方法（1）評価項目、評価基準及び点数配分」の評価項目に関する内容を必ず記載すること。

➤ **見積書【様式4】・・・8部**

- ポイント付与に相当する経費、ポイント付与以外の経費、見積額総計について記載すること。

②提出期限

令和6年1月31日（水）17時まで（必着）

③提出方法

船橋市商工振興課（本庁舎4階）へ、持参又は郵送にて提出すること。（メール不可）

※持参の場合、閉庁日を除く9時から17時までの間に持参すること。

④提出先

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市経済部商工振興課 あて

※郵送の場合は、封筒の表に「提案書在中」と朱書きした上で、書留等の配達記録が残る方法としてください。

10. プレゼンテーションの実施について

（1）実施日時・場所

日時：令和6年2月5日（月）

場所：未定

※ 詳細な時間及び場所は、参加申込結果通知時に連絡する。

（2）出席者・実施者・実施方法

1事業者あたり5名以内（複数社が共同して、プロポーザルに参加する場合は、全社合わせて5名以内）とし、本業務を受託した際に担当予定の者が事前に提出した提案書に基づき説明すること。なお、必要に応じてパソコン等を持ち込み、プロジェクターに投影して説明することを可能とする。

（3）実施時間

- ・ 提案説明：1事業者あたり20分以内（セッティングを含む）
- ・ 提案に対する質問：1事業者あたり15分以内
- ・ 撤去等：1事業者あたり5分以内

(4) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター（対応接続端子は HDMI、VGA）とする。
それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。

1.1. 評価・選定方法

(1) 評価項目、評価基準及び点数配分

審査・評価にあたっては、評価委員会は以下の内容について審査する。

評価項目	評価基準	配点 (満点)
ユーザー数	<ul style="list-style-type: none"> ユーザー数が多いキャッシュレス決済サービスであるか。 (全国のユーザー数および船橋市民ユーザー数や市内での決済回数が多いほど高評価) 	15 点
加盟店舗数	<ul style="list-style-type: none"> 市内の加盟店舗数及び仕様書で定める対象店舗数がどれくらいあるか。(店舗数が多いほど高評価) より多くの店舗でキャンペーンを利用できるよう、加盟店を増やす取り組みが行われているか。 	25 点
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店にとってサービスが充実しているか。 (決済手数料率、売上金等の振込手数料などのランニングコストが低い、決済から換金までのサイクルが短いなど) ユーザーにとってサービスが充実しているか。 (キャンペーンの周知方法(販促ツール等)、通常時から付与しているポイントとの重複適用の有無など) 	25 点
サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に必要とされる十分な人員配置がなされており、的確な業務遂行が可能な体制となっているか。 不正利用対策・セキュリティ対策が整っているか。 市民・店舗からの問い合わせに対応する体制が整っているか キャンペーン終了後の効果分析内容が充実しているか。 	25 点
見積額	<ul style="list-style-type: none"> 予算に見合った規模となっており、また見積総額に対するポイント付与相当額の割合が高いか。(事務経費の占める割合が低いかな) 	10 点
その他提案	<ul style="list-style-type: none"> その他、仕様書に規定する以外の事業者独自の提案が優れているか。 	10 点
合計		110 点

※評価項目「ユーザー数」は全国の実績を示すこと。また、船橋市の住所を有するユーザー数や船橋市のユーザーによる決済回数分かる場合は任意で示すこと。なお、決済回数については最新の店舗利用件数のうち、実店舗における決済件数（Webやアプリ内決

済を除いた、バーコード及びQRコードを介した「実店舗」における利用として報告された件数) について示すこと。

※評価項目「加盟店舗数」について、店内重複（一つの店舗で複数レジでの決済が可能な場合に複数カウントしないこと）を除くこと。また、複数の対象キャッシュレスを提案する場合、対象キャッシュレスでの複数カウントはしないこと。なお、仕様書で定める対象店舗において、「大企業又は大規模小売店舗立地法に基づき届け出をしている店舗」については、評価の段階では「資本金5千万円を超える店舗」とする。

（２）点数の算出方法

選定委員は各評価項目について、総合的に審査・評価し採点を行うこととする。

提案者の評価については、各評価委員の各評価項目の合計点を算出し、一番得点が高い提案者を受託候補者として選定する。なお、合計点数が同一の提案者が複数いた場合には委員の評決により選定する。

1 2. 評価結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

1 3. 結果の公表及び方法

審査結果は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果（大項目の点数及び合計点数）とする。ただし、受託候補者以外の参加事業者と採点結果は、対応させない（参加事業者が、2者の場合にあつては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない）。

1 4. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ・ 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ・ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があつたと市が認める場合
- ・ 提案の内容が、業務の目的等に合致しないと市が判断した場合

1 5. その他留意事項

- ・ 本プロポーザルへの参加費用については、すべて事業者負担とする。
- ・ 参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届をプレゼンテーション実施日の3日前までに提出すること。なお、辞退届の様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

- ・ 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- ・ 受託候補者特定から契約締結、キャンペーンの実施まで期間が短いことから、必要に応じて、受託候補者特定前に契約書案の内容確認やPRツールに使用する素材（例：市章等）の提供を行うことを可能とする。ただし、受託候補者特定や契約締結内容確定を約束するものではないことに留意すること。
- ・ 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者を特定しないことがある。
- ・ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

事務局	船橋市経済部商工振興課商業係 船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号：047-436-2472 Email：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp 担当者：本間・大野・深井
------------	---

附則

（施行日）

この要領は、令和5年12月27日から施行する。

（失効日）

この要領は、令和6年2月29日をもって、その効力を失う。